

日本中央テレビ株式会社 インターネット加入契約約款

第1条（約款の適用）

当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。）その他の法令に従うとともに、この約款の定めるところにより、インターネット接続サービスを提供するものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、事業法の規定による標準契約約款の変更を受けて、又は事業法の規定に基づき総務大臣の許可を受けて、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語の意味

・電気通信設備

電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備

・電気通信サービス

電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること

・電気通信回線設備

送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備

・電気通信回線

電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備

・インターネット接続サービス

主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネット サービス ネット プロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス

・インターネット接続サービス取扱所

（1）インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事

（2）当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所

・契約

当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約

・契約者

当社と契約を締結している者

- ・ 契約者回線

当社との契約に基づいて設置される電気通信回線

- ・ 端末設備

契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の・設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの

- ・ 端末接続装置

端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備

- ・ 自営端末設備

契約者が設置する端末設備

- ・ 自営電気通信設備

第1種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

- ・ 相互接続事業者

当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者

- ・ 技術基準等

事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件及び端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準

- ・ 消費税相当額

消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条（インターネット接続サービスの種類等）

契約には、料金表に規定する種類、種別、品目等があります。

第5条（契約の単位）

当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

第6条（最低利用期間）

インターネット接続サービスには、1年以内で当社が別に定める最低利用期間があります。

2. 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより月額利用料の1ヵ月分を支払っていただきます。

第7条（契約者回線の終端）

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2. 当社は、前項の設備場所を定めるときは、契約者と協議します。

第8条（契約申込みの方法）

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- ・料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、種別、品目等
- ・契約者回線の終端とする場所
- ・その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

第9条（契約申込みの承諾）

1. 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込を承諾しないことがあります。

- ①契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
- ②契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- ③その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第10条（インターネット接続サービスの種類等の変更）

契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができます。

2. 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条（契約申込みの方法）及び前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第11条（契約者回線の移転）

1. 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

2. 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

3. 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取

り扱います。

4. 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

第12条（インターネット接続サービスの利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第13条（その他の契約内容の変更）

1. 当社は、契約者から請求があったときは、第8条（契約申込みの方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2. 前項の請求があったときは、当社は、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第14条（譲渡の禁止）

契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第15条（契約者が行う契約の解除）

1. 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2. 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。但し、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第16条（当社が行う契約の解除）

1. 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

① 第21条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。

② 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。

2. 第21条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事業が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかか

ならず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3. 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約書にそのことを通知します。

4. 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約書が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約書にその復旧に係わる復旧費用を負担していただきます。

第17条（初期契約解除）

契約者は、本サービスの提供開始日もしくは契約内容の確認書受領日のいずれか遅い日から8日間は、契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)ができます。初期契約解除は、第6条（最低利用期間）第1項、2項は適用されず、解除の通知がなされた日に、解除の効力が生じます。ただし、当社は、契約事務手数料、工事費（撤去費を含みます。）、本サービス月額利用料、付加機能利用料及び通話料は契約者に請求できるものとします。なお、本サービス月額利用料及び付加機能料は日割り計算されます。

第18条（付加機能の提供等）

当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します

第19条（回線相互接続の請求）

契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係わる電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称 その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

2. 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係わる電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

第20条（回線相互接続の変更・廃止）

1. 契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

2. 前条、(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第21条 (利用中止)

1. 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することができます。

- ① 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- ② 第24条(利用の制限)の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。

2. 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することができます。

3. 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第22条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款により支払を要することとなったもの)に限り、以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのインターネット接続サービス利用を停止することがあります。

- ① 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）
- ② 契約の申込に当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- ③ 第39条（利用に係わる契約者の義務）の規定に違反したとき。
- ④ 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係わる電気通信回線を接続したとき。
- ⑤ 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
- ⑥ 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2. 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第23条（禁止行為）

当社は、インターネット接続サービスについて、次に掲げる行為を禁止するものとします。

- ① 他の契約者の会員番号等を不正に使用する行為
- ② 他の契約者または第三者に迷惑、不利益等を与える行為
- ③ 提供機器を故意に分解し、若しくは破損する行為又は無断で移設する行為
- ④ インターネット接続サービスの提供に支障を来たすおそれのある行為
- ⑤ インターネット接続サービスを利用する上で知り得た当社または第三者に不利益をもたらす情報を漏洩する行為
- ⑥ 当社または第三者の著作権及びその他権利を侵害する行為
- ⑦ 誹謗、中傷、わいせつ等の公序良俗又は法令に違反する行為
- ⑧ 通信の秘密、プライバシーを侵害する行為
- ⑨ 前各号に掲げる行為のほか、当社が不相当と判断した行為

第24条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。

2. 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3. インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

第25条（料金の適用）

当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入料、利用料、端末装置使用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。）に定めるところによります。

2. 料金の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。

第26条（利用料等の支払義務）

1. 契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能の提供については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能の廃止については、その廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は1日間とします）について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします）の支払を要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

①利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

②利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

③前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区別支払を要しない料金

1. 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、二十四時間以上その状態が連続したとき。そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）

2. 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。

3. 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第27条（加入料の支払義務）

契約者は、第8条（契約申込みの方法）の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払を要します。

第28条（手続きに関する料金等の支払義務）

契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消があ

ったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第29条（工事に関する費用の支払義務）

契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第30条（割増金）

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第31条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第32条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第33条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第34条（設備の修理又は復旧）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うこ

とを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信 設備を修理又は復旧します。

第 3 5 条（契約者の切分け責任）

1. 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と 保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が 設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気 通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設 備の修理の請求をしていただきます。

2. 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が別に定めるインター ネットサービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3. 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故 障がないと判定した結果を契約書にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、 契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第 3 6 条（責任の制限）

1. 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべ き理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全利用できない状態と同程度の状態となるばあいを含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約書の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状 態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット 接続サービスの利用料等の料金額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料につい ては、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料 金月（1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦 月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前 6 料金月の 1 日当たりの平均 利用料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算 出した額）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3. 第1項の場合において、当社の故障又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第37条（免責）

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2. 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3. 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、当社が別に定める技術基準等の変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係わる部分に限り負担します。

4. 当社は、以下の条号に関して保証を行わず、これに起因する契約者の損害について一切の責任を負わないものとします。

- ①インターネット接続サービスの完全性若しくは確実性、または特定目的への有効性及び適合性
- ②契約者がインターネット接続サービスを通じて得る情報およびデータ等の完全性、正確性、確実性、有用性等。
- ③インターネット接続サービスのシステムダウン等不具合が生じないこと。
- ④インターネット接続サービスが即時性をもって提供されること。
- ⑤インターネット接続サービスが当社の意図によらずに中断されないこと。
- ⑥当社がインターネット接続サービスに関連して契約者に提供する、試験サービスまたはこれに類する各目のサービスにおいて、何等の欠陥または瑕疵も生じないこと。

5. インターネット接続サービスを通じて行われる情報およびデータ等のやり取りは全て契約者の自己責任において行われ、その結果生じた契約者のコンピュータへの損害、データの消失等は契約者に責任があるものとし、当社は免責されるものとします。なお、契約者のコンピュータへの損害、データの消失等が当社の故意または重大な過失による場合は除きます。

6. インターネット接続サービスに関連して契約者に発生した損害については、結果的損害、付随的損害および逸失利益を含め、前条または前項に定める場合を除き、一切の保障・賠償を行いません。

第38条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第39条（利用に係わる契約者の義務）

当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

2. 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

3. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

4. 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

5. 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。

6. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

7. 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第40条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承諾していただきます。

2. 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第41条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係わる基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第42条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第43条（契約者の個人情報の取り扱い）

当社は保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する基本方針(※1)、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針に基づいて適正に取り扱うものとする。(※1)<http://www.jctv.ne.jp/jctv/policy.html>

第44条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

（付 則）

1. 当社は特に必要がある場合にはこの約款に特約を付することができるものとする。
2. この約款は令和4年11月1日より施行します。

（別 表） ※表示金額には国が定める消費税額相当額が含まれていません。

1.初期費用等

申込内容	単位	金額
ネット加入工事(ネットのみ)	1 契約ごとに初回のみ	52,800 円
ネット加入工事(ネット追加)	1 契約ごとに初回のみ	26,400 円

2.基本番組サービス利用料

申込内容	単位	金額
インターネット 10M	1 契約ごとに月額	3,245 円
インターネット 50M	1 契約ごとに月額	4,400 円
インターネット 1G	1 契約ごとに月額	5,170 円
ZAQ メッシュ Wi-Fi	1 契約ごとに月額	5,720 円

3.付加機能使用料

申込内容	単位	金額
メールアドレス追加	1 アドレス追加ごと月額	550 円
P C プロテクション	1 契約ごと月額 ※パソコン 3 台インストール可	440 円
ホームページ容量増加	1 0 M追加ごとに月額	220 円
メールボックス容量増加	1 0 M追加ごとに月額	220 円
Wi-Fi ルーター追加レンタル	1 台	550 円
利用料明細	1 契約者ごと	110 円

4.その他の料金

料金種別	単位	金額
契約者回線の移転に関わるもの	1 契約ごと	実費

以上